

諮問事項5 請願・陳情の区議会HP上での公開について

1 課題

陳情をHP上で公開する場合は、その内容により、下記(1)～(4)の弊害が生じる恐れがある。

- (1) 個人情報の漏えい
- (2) 事実と異なる又は明らかでない内容を掲載することにより、風評被害が発生
- (3) 提出者の思想・信条を広めることに関与
- (4) 私人間の紛争に影響

2 解決策

HP上での公開に適さないと考えられる陳情は、公開を原則とする議会における審査にもなじまないものと考えられることから、他区における付託除外基準の例等を参考に、付託除外基準の内容または運用の見直しを行う。

3 これまでの検討状況

(1) 追加した付託除外基準

- ①法令又は公序良俗に反するもの
 - ②個人の秘密を暴露し、プライバシーを侵害するおそれのあるもの
 - ③職員・議員の身分に関し、個別の処分を求めるもの<説明文に追加>
 - ④私人間の紛争に関するもの
 - ⑤趣旨等が不明確なもの
- 付託除外基準を変更(令和3年12月9日議会運営委員会決定)

(2) 合意に至らなかった付託除外基準案

- ①同一期間内(1～4定例会)でかつ、同趣旨で特段の変化がないもの
- ②区内に住所を有しない者(在勤・在学者は除く)から提出されたもの
- ③国際紛争に関するもの
- ④外交問題に関するもの

4 本日の論点

陳情をHPで公開することにより、
「提出者の思想・信条を広めることに関与」への対応について

案① 付託除外基準（8）「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」で対応
提出者の思想・信条を広めることに関与すると考えられる陳情は、付託除外基準（8）「その他議会の審査になじまないと議長が判断するもの」として、付託除外とする。

【採用した場合の課題】

・陳情者にとっては、自身の陳情が付託除外となった理由が不明確となる

案② 付託除外基準の再検討（追加）による対応

付託除外基準を再検討し、「提出者の思想・信条を広めることに関与」の課題に対応した付託除外基準を追加する。